

報告第3号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成26年3月28日提出

多可町長 戸田善規

専決第4号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり、工事請負変更契約を締結する。

平成26年3月10日専決

多可町長 戸田善規

記

1. 契約の目的 多可町健康福祉センター改修工事
2. 変更後の契約額 60,063,150円
(内消費税 2,860,150円)
3. 変更前の契約額 58,065,000円
(内消費税 2,765,000円)
4. 契約の相手方 兵庫県多可郡多可町中区森本175番地
長谷川建設株式会社
代表取締役 長谷川 賢一